

共済金のお支払いに関して

平成27年産から、面積払(営農継続支払)が当年の作付面積に応じて交付されるため、農業者の当年産の収入に含めることになりました。このため、農業共済では、数量払を含む補償を選択された方については、面積払に相当する収穫量はあったものとみなすため、共済金を算定する上で収穫量を調整します。

留意事項

1. 掛金等払込期限

加入申込書の提出について、事業規程で定める期限(11月20日)までに提出をお願いします。
提出された加入申込書の引受内容等について確認し、お支払いいただく共済掛金等及び払込期限(2月20日)並びに納入場所を通知します。なお、正当な理由がなく共済掛金の払込を遅滞された場合は、事業規程により共済関係の解除となりますのでご了承ください。

2. 告知義務と通知義務

加入申込時には、申込内容について事実を正確に記載する「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違がないこと、すでに事故が発生しているものでないこと、又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に、記載された内容に変更があった場合は、遅滞なく組合へ通知する「通知義務」があります。このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

3. 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (3) 組合が共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合

4. 損害防止義務

共済加入者のみなさまには、麦の通常の管理や、事故発生時又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと思われる額を差し引くことがあります。

5. 解除等における共済掛金等の取扱い

上記2、3、4の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承願います。

安心のネットワーク

NOSAI
お問い合わせ

三重県農業共済組合

〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 2階 ☎059(224)0505
<http://www.nosaimie.or.jp/>



北勢支所	〒511-0902 桑名市松ノ木4-7-89	☎ 0594(33)1117
津市・三河鈴鹿地区	〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 2階	☎ 059(224)0505
伊賀名張支所	〒518-0825 伊賀市小田町1380-1 (3月31日まで)	☎ 0595(24)2501
	〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 2階 (4月1日から)	☎ 059(224)0505
南勢支所	〒519-2181 多気郡多気町相可1687-4	☎ 0598(38)3331
伊勢地域支所	〒516-0804 伊勢市御園町長屋1221 (3月31日まで)	☎ 0596(28)3350
	〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 2階 (4月1日から)	☎ 059(224)0505
東紀州支所	〒519-4324 熊野市井戸町450-1	☎ 0597(85)3821

2022.10.1,000

令和5年産 麦

農作物共済

三重県の農業者のみなさんへ



安心のネットワーク
NOSAI 三重

農作物共済(令和5年産 麦)のご案内

共済金・農家負担掛金※1は、10aあたりの標準的な収穫量(300kg)、単価(121円あやひかり)、掛金率、一筆半損特約有り、当年産の収穫量を10aあたり150kgとした場合。

農家ごとの補償 JA等に概ね全量出荷している農家の方				
引受方式	補償割合	農家負担掛金	共済金(支払額)	ポイント
災害収入共済方式	9割 (8割・7割)	1,170円	12,790円 ※等級・品質がともに下がった場合の金額となります。	過去5年間の生産金額を基に農家ごとに基準生産金額を設定し引受。 9割～7割の補償で、出荷数量等で被害による減収や品質の低下による生産金額の減少を農家ごとに補償する方式。

統計データごとの補償				
引受方式	補償割合	農家負担掛金	しくみ	ポイント
地域インデックス方式	9割 (8割・7割)	790円	地域の作況指数が低く、市町別統計単収が基準単収の1割～3割を下回った場合に支払対象となります。	過去5年間の統計データを基に収穫量を地域ごとに設定し引受。 9割～7割の補償で、統計データ等で被害による減収を地域ごとに補償する方式。 ※市町の統計データで減収量を評価するため、個人の被害状況とは一致しません。

農家ごとの補償				
引受方式	補償割合	農家負担掛金	共済金(支払額)	ポイント
はんそうさい半相殺方式	8割 (7割・6割)	670円	6,660円	農家ごとの基準収穫量を基に引受。 8割～6割の補償で、現地調査にて被害による減収を農家ごとに補償する方式。

農家ごとの補償 生産量の計量結果・売渡数量を適正に確認できる農家の方				
引受方式	補償割合	農家負担掛金	共済金(支払額)	ポイント
ぜんそうさい全相殺方式	9割 (8割・7割)	870円	10,290円	過去5年間の出荷数量等を基に農家ごとに収穫量を設定し引受。 9割～7割の補償で、出荷数量等で被害による減収を農家ごとに補償する方式。

一筆全損特例	一筆全損特例は、予め付加されています。各方式において最高補償割合を選択された場合、全損と認められた耕地に対して7割の補償を受けることができます。
一筆半損特約	一筆半損特約は、わずかな掛金で加入申込時に特約として申込むことができます。耕地ごとに5割以上の被害が認められた場合、2割(最高補償割合を選択の場合)の補償を受けることができます。農家ごとの補償で共済金の支払い対象とならない場合でも補償を受けることができる特約です。

※1 農家負担掛金は国庫負担掛金を除いた、農家の方に納めていただく総額の記載です。

加入資格者	・ 水稻と麦の耕作面積の合計が10a以上の農業者 ・ 災害収入共済方式及び全相殺方式は上記に加えて、原則として過去5年間及び当年の収穫量を把握できる客観的資料(JA等計量結果、税務申告書類等)が得られる農業者
共済責任期間・対象となる共済事故	【共済責任期間】 発芽期から収穫をするまでの期間(収穫とは適期に刈り取ることをいい、ほ場から搬出したものについては補償の対象外です)。 ※申告を受けた被害耕地は現地確認を行いますので、被害申告は必ず収穫する前にお願いします。 【対象となる共済事故】 風水害、土壌湿潤害、その他気象上の原因による災害、病虫害及び鳥獣害等による収穫量の減少が補償の対象です。災害収入共済方式においては上記に加えて品質の低下による生産金額の減少も補償の対象です。  土壌湿潤害 獣 害
加入申込期限 掛金払込期限	加入申込:11月20日まで 掛金払込:2月20日まで

※正当な理由がなく共済掛金の払込みを遅滞された場合には、共済関係の解除を行うこととなりますのでご了承ください。

掛金 危険段階別共済掛金率	・ 農家の方の負担を軽減するために、共済掛金の半分以上を国が負担します。 ・ 自動車保険と同様に共済金の受取実績に応じて翌年の危険段階(掛金率)が変動する仕組みになります。危険段階は「0」を中心に上下20区分ずつの41段階に区分されます。加入1年目は0区分が適用されます。
------------------	--

共済金の算出方法		
各方式	災害収入共済方式	$([共済限度額]-[生産金額]) \times [共済金額] \div [共済限度額]$
	地域インデックス方式 半相殺方式 全相殺方式	$[1kg当たり共済金額] \times [共済減収量]$ $[共済減収量] = ([基準収穫量] - [収穫量]) - [基準収穫量] \times [支払開始損害割合]$ ※地域インデックス方式は収穫量として、当年産の地域別統計単収を用います。
	全損特例 半損特約	$([全損耕地減収量の合計] - ([全損耕地の耕地別基準収穫量の合計] \times [全損耕地支払開始割合])) \times [1Kg当たり共済金額]$ $([半損耕地減収量の合計] - ([半損耕地の耕地別基準収穫量の合計] \times [半損耕地支払開始割合])) \times [1Kg当たり共済金額]$

・ 各方式の通常の共済金と、一筆全損及び一筆半損による共済金を比較して、金額の高い方を支払います。

収入保険からのお知らせ	青色申告をされている農家の方は収入保険への加入をおすすめします。 ・ 自然災害はもちろん、収穫後の事故や価格低下も含め、販売収入の減少を広く補償します。 ・ 本人や共同作業者のケガや病気等、又は収穫後の運搬中・保管中に事故が発生した場合も補償します。 令和5年1月1日より収入保険に加入される方については、令和5年産農作物共済(麦)に加入することはできません。法人の方は、農作物共済(麦)に加入後、令和5年より収入保険に移行される場合、収入保険への切り替えまでの期間の共済事故については事故発生通知をおこなっていただければ補償の対象とします。農作物共済(麦)の契約期間は事業年度開始までとし、共済掛金・事務費賦課金は全額返金されます。
-------------	--